



埼玉県報

号外第 3 号
令和 8 年 (2026 年)
1 月 21 日
水曜日

目 次

告示

- 埼玉県薬物の濫用の防止に関する条例第 11 条第 4 項に基づく知事指定薬物の指定の告示（薬務課）

告 示

埼玉県告示第六十一号

埼玉県薬物の濫用の防止に関する条例（平成二十七年埼玉県条例第十九号）第十一条第一項の規定により、知事指定薬物を次のとおり指定するので、同条第四項の規定により告示する。

令和八年一月二十一日

埼玉県知事 大野元裕

一 知事指定薬物

イ 三一^二〔（シクロプロピル）（メチル）アミノ〕エチル〕—H—インドール—四—オール（通称名四HO—M_cPT、四OH—M_cPT、四—hydroxy M_cPT）及びその塩類

ロ 二一^二〔（四—イソプロポキシフェニル）メチル〕—五—ニトロ——〔—（ピロリジン——イル）エチル〕—H—ベンゾ「d」イミダゾール（通称名N—Pyrrolidino—isotonitazene、Isotonitazepine）及びその塩類

ハ 二一^二〔（二・三—ジヒドロベンゾフラン—五—イル）メチル〕—五—ニトロ—H—ベンゾ「d」イミダゾール——イル〕—N・N—ジエチルエタノ—アミン（通称名Ethylene oxynitazene、Tetrahydrofuranitazene）及びその塩類

二 効力発生の日

令和八年一月二十二日